

北海道総合振興局設置条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

新	旧
<p>北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例 (設置)</p> <p>第1条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定により、支庁として、北海道総合振興局(以下「総合振興局」という。)及び北海道振興局(以下「振興局」という。)を設置する。</p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 総合振興局及び振興局の名称、位置及び所管区域は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(所掌事務の特例)</p> <p>第3条 前条の規定にかかわらず、広域的に処理することにより効果的かつ効率的に執行することができる事務については、規則で定めるところにより、別表第2の左欄に掲げる総合振興局が同表の当該右欄に定める振興局の所管区域に係る事務を所掌することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規則を定めるに当たっては、あらかじめ、関係する市町村の長の意見を聴くものとする。</p> <p>(運営の基本)</p> <p>第4条 総合振興局の長及び振興局の長は、市町村と連携協力しつつ、地域の課題に即応した行政運営並びに地域の特性及び道民の意向に配慮した政策を効果的かつ効率的に推進するものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>(削除)</p> <p>(検討)</p> <p>2 知事は、この条例の施行後おおむね5年を目途として、地方分権に関する改革の進展状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、地域の振興の推進及び効率的な行政運営に資する支庁制度の改革を更に進めるため、総合振興局及び振興局の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>北海道総合振興局設置条例 (設置)</p> <p>第1条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定により、支庁として、北海道総合振興局(以下「総合振興局」という。) _____ を設置する。</p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 総合振興局 _____ の名称、位置及び所管区域は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(振興局)</p> <p>第3条 総合振興局の所掌事務を分掌させるため、地方自治法第155条第1項の規定により、支庁出張所として、振興局を置く。</p> <p>2 振興局の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(運営の基本)</p> <p>第4条 総合振興局の長及び振興局の長は、市町村と連携協力しつつ、地域の課題に即応した行政運営並びに地域の特性及び道民の意向に配慮した政策を効果的かつ効率的に推進するものとする。</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 知事は、前項の規則を定めるに当たっては、総合振興局及び振興局の所管区域と北海道議会議員の選挙区との整合性に配慮しなければならない。</p> <p>(検討)</p> <p>3 知事は、この条例の施行後おおむね5年を目途として、地方分権に関する改革の進展状況、社会経済情勢の変化等を勘案し _____、総合振興局及び振興局の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

新	旧
<p>(北海道行政手続条例の一部改正)</p>	<p>(北海道行政手続条例及び北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例の一部改正)</p>
<p style="text-align: center;">処分及び行政指導（地方税犯則）</p>	
<p>3 北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>4 次に掲げる条例の規定中「支庁」を「総合振興局」に改める。</p>
<p>第3条第4号中「支庁」を「総合振興局若しくは振興局」に改める。</p>	<p>(1)北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）第3条第4号</p>
<p>(北海道行政手続条例の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>(2)北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例（平成17年北海道条例第2号）第5条第1項</p>
<p>4 前項の規定による改正後の北海道行政手続条例第3条第4号の規定の適用については、この条例の施行前に支庁長がした処分又は行政指導は、総合振興局長又は振興局長がした処分又は行政指導とみなす。</p>	<p>(北海道行政手続条例の一部改正に伴う経過措置)</p>
<p>(北海道税条例の一部改正)</p>	<p>5 前項の規定による改正後の北海道行政手続条例第3条第4号の規定の適用については、この条例の施行前に支庁長がした処分又は行政指導は、総合振興局長がした処分又は行政指導とみなす。</p>
<p>5 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>(北海道税条例の一部改正)</p>
<p style="text-align: center;">道税の賦課徴収事務の所管区域</p>	<p>6 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>第2条の見出しを「（所管区域の特例）」に改め、同条中「石狩支庁」を「石狩振興局」に、「渡島支庁」を「渡島総合振興局」に、「後志支庁」を「後志総合振興局」に、「上川支庁」を「上川総合振興局」に、「胆振支庁」を「胆振総合振興局」に、「釧路支庁」を「釧路総合振興局」に、「根室支庁」を「根室振興局」に、「十勝支庁」を「十勝総合振興局」に、「網走支庁」を「オホーツク総合振興局」に、「空知支庁」を「空知総合振興局」に、「留萌支庁」を「留萌振興局」に、「宗谷支庁」を「宗谷総合振興局」に改める。</p>	<p>第2条を次のように改める。</p>
<p style="text-align: center;">課税地を所管する組織</p>	<p>（所管区域の特例）</p>
<p>第5条第1項中「所管する支庁」を「所管する総合振興局若しくは振興局」に、「支庁等」を「総合振興局等」に改める。</p>	<p>第2条 道税の賦課徴収事務に関しては、札幌市は、道央総合振興局の所管区域に属さないものとする。</p>
<p style="text-align: center;">知事の権限の委任</p>	<p>第5条第1項中「所管する支庁」を「所管する総合振興局」に改める。</p>
<p>第6条の2の見出し中「支庁長」を「総合振興局長、振興局長」に改め、同条中「支庁等」を「総合振興局等」に、「支庁長等」を「総合振興局長等」に改める。</p>	<p>第6条の2の見出し中「支庁長」を「総合振興局長」に改め、同条中「支庁等」を「総合振興局等」に、「支庁長等」を「総合振興局長等」に改める。</p>
<p style="text-align: center;">課税地／申告書等の提出／公示送達の場合</p>	<p>第8条第1項第12号中「石狩支庁」を「道央総合振興局」に改める。</p>
<p>第8条第1項第12号中「石狩支庁」を「石狩振興局」に改める。</p>	<p>第9条中「支庁長等」を「総合振興局長等」に改める。</p>
<p>第9条中「支庁長等」を「総合振興局長等」に改める。</p>	<p>第19条中「支庁等」を「総合振興局等」に改める。</p>
<p>第19条中「支庁等」を「総合振興局等」に改める。</p>	<p>第19条中「支庁等」を「総合振興局等」に改める。</p>

新	旧
<p>(北海道税条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>6 この条例の施行前に前項の規定による改正前の北海道税条例第5条第1項の規定により課税地を所管する支庁の所管区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを知事に申告した同項に規定する道税の納税義務者及び特別徴収義務者は、この条例の施行後においては、前項の規定による改正後の北海道税条例第5条第1項の規定により課税地を所管する総合振興局又は振興局の所管区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを知事に申告した同項に規定する道税の納税義務者及び特別徴収義務者とみなす。</p>	<p>(北海道税条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>7 この条例の施行前に前項の規定による改正前の北海道税条例第5条第1項の規定により課税地を所管する支庁の所管区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを知事に申告した同項に規定する道税の納税義務者及び特別徴収義務者は、この条例の施行後においては、前項の規定による改正後の北海道税条例第5条第1項の規定により課税地を所管する総合振興局の所管区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを知事に申告した同項に規定する道税の納税義務者及び特別徴収義務者とみなす。</p>
<p>(北海道循環資源利用促進税条例の一部改正)</p> <p>7 北海道循環資源利用促進税条例(平成17年北海道条例第124号)の一部を次のように改正する。 第16条第1項中「石狩支庁」を「<u>石狩振興局</u>」に改める。</p>	<p>(北海道循環資源利用促進税条例の一部改正)</p> <p>8 北海道循環資源利用促進税条例(平成17年北海道条例第124号)の一部を次のように改正する。 第16条第1項中「石狩支庁」を「<u>道央総合振興局</u>」に改める。</p>
<p>賦課徴収地</p> <p>(北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例の一部改正)</p> <p>8 北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例(平成17年北海道条例第2号)の一部を次のように改正する。 第5条第1項中「<u>関係支庁</u>」を「<u>関係する総合振興局又は振興局</u>」に改める。</p>	
<p>地方本部の設置場所</p> <p>(北海道災害対策本部条例の一部改正)</p> <p>9 北海道災害対策本部条例(昭和37年北海道条例第54号)の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「<u>関係支庁</u>」を「<u>関係する総合振興局又は振興局</u>」に改め、同条第2項中「<u>支庁長</u>」を「<u>総合振興局長又は振興局長</u>」に改め、同条第3項中「<u>支庁</u>」を「<u>総合振興局又は振興局</u>」に改める。</p>	<p>(北海道災害対策本部条例の一部改正)</p> <p>9 北海道災害対策本部条例(昭和37年北海道条例第54号)の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「<u>支庁</u>」を「<u>総合振興局</u>」に改め、同条第2項中「<u>支庁長</u>」を「<u>総合振興局長</u>」に改め、同条第3項中「<u>支庁</u>」を「<u>総合振興局</u>」に改める。</p>
<p>道の公署の例</p> <p>(市としての要件に関する条例の一部改正)</p> <p>10 市としての要件に関する条例(昭和23年北海道条例第9号)の一部を次のように改正する。 第1号中「<u>支庁、</u>」を削り、「又は」の次に「<u>総合振興局、振興局等</u>」を加える。</p>	<p>(市としての要件に関する条例の一部改正)</p> <p>10 市としての要件に関する条例(昭和23年北海道条例第9号)の一部を次のように改正する。 第1号中「<u>支庁、</u>」を削り、「又は」の次に「<u>総合振興局等の</u>」を加える。</p>

新	旧
<p>(北海道脱スパイクタイヤ推進条例の一部改正) 区域名(管内名)</p> <p>11 北海道脱スパイクタイヤ推進条例(平成元年北海道条例第56号)の一部を次のように改正する。 別表中「石狩支庁管内 渡島支庁管内 檜山支庁管内 後志支庁管内 空知支庁管内(雨竜郡を除く。) 胆振支庁管内 日高支庁管内」を「空知総合振興局管内(妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町を除く。) 石狩振興局管内 渡島総合振興局管内 檜山振興局管内 後志総合振興局管内 胆振総合振興局管内 日高振興局管内」に、「空知支庁管内(雨竜郡に限る。) 上川支庁管内 留萌支庁管内 宗谷支庁管内 網走支庁管内」を「空知総合振興局管内(妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町に限る。) 上川総合振興局管内 留萌振興局管内 宗谷総合振興局管内 オホーツク総合振興局管内」に、「十勝支庁管内 釧路支庁管内 根室支庁管内」を「十勝総合振興局管内 釧路総合振興局管内 根室振興局管内」に改める。</p>	<p>(北海道脱スパイクタイヤ推進条例の一部改正)</p> <p>11 北海道脱スパイクタイヤ推進条例(平成元年北海道条例第56号)の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。 <u>(次のよう略)</u></p>
<p>(北海道警察組織条例の一部改正) 方面の区域名(管内名)</p> <p>12 北海道警察組織条例(昭和29年北海道条例第26号)の一部を次のように改正する。 別表第1中「石狩支庁管内、胆振支庁管内、日高支庁管内、後志支庁管内(寿都郡及び島牧郡を除く。)及び空知支庁管内(雨竜郡)を「空知総合振興局管内(妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町を除く。)、石狩振興局管内、後志総合振興局管内(島牧村、寿都町及び黒松内町を除く。)、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内」に、「渡島支庁管内、檜山支庁管内及び後志支庁管内のうち寿都郡及び島牧郡」を「渡島総合振興局管内、檜山振興局管内及び後志総合振興局管内(島牧村、寿都町及び黒松内町に限る。)」に、「上川支庁管内、留萌支庁管内、宗谷支庁管内及び空知支庁管内のうち雨竜郡」を「空知総合振興局管内(妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町に限る。)、上川総合振興局管内、留萌振興局管内及び宗谷総合振興局管内」に、「十勝支庁管内、釧路支庁管内及び根室支庁管内」を「十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に改める。</p>	<p>(北海道警察組織条例の一部改正)</p> <p>12 北海道警察組織条例(昭和29年北海道条例第26号)の一部を次のように改正する。 別表第1を次のように改める。 <u>(次のよう略)</u></p>

新

別表第1 (第2条関係)

名称	位置	所管区域
北海道空知総合振興局	岩見沢市	空知地域 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町
北海道石狩振興局	札幌市	石狩地域 当別町 新篠津村
北海道後志総合振興局	倶知安町	後志地域 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 古宇郡泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
北海道胆振総合振興局	室蘭市	胆振地域 豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町
北海道日高振興局	浦河町	日高地域 日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町
北海道渡島総合振興局	函館市	渡島地域 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町
北海道檜山振興局	江差町	檜山地域 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町
北海道上川総合振興局	旭川市	上川地域 幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町
北海道留萌振興局	留萌市	留萌地域 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
北海道宗谷総合振興局	稚内市	宗谷地域 幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町

旧

別表第1 (第2条関係)

名称	位置	所管区域
北海道道央総合振興局	岩見沢市	石狩地域 札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村
北海道後志総合振興局	倶知安町	後志地域 小樽市 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 古宇郡泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
北海道日胆総合振興局	室蘭市	胆振地域 室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町
北海道道南総合振興局	函館市	渡島地域 函館市 北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町
北海道道北総合振興局	旭川市	上川地域 旭川市 士別市 名寄市 富良野市 幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町
北海道宗谷総合振興局	稚内市	宗谷地域 留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 稚内市 幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町

新			
北海道オホ ーツク総合 振興局	網走 市	網走地 域	美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 上湧別町 湧別町 滝上町 興部町 西興 部村 雄武町 大空町
北海道十勝 総合振興局	帯広 市	十勝地 域	音更町 土幌町 上土幌町 鹿追町 新得 町 清水町 芽室町 中礼内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町
北海道釧路 総合振興局	釧路 市	釧路地 域	釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈 町 鶴居村 白糠町
北海道根室 振興局	根室 市	根室地 域	別海町 中標津町 標津町 羅臼町 色丹 村 国後郡泊村 留夜別村 留別村 紗那 村 薬取村

旧			
北海道オホ ーツク総合 振興局	網走 市	網走地 域	北見市 網走市 紋別市 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置 戸町 佐呂間町 遠軽町 上湧別町 湧別 町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 大空町
北海道十勝 総合振興局	帯広 市	十勝地 域	帯広市 音更町 土幌町 上土幌町 鹿追 町 新得町 清水町 芽室町 中礼内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町
北海道道東 総合振興局	釧路 市	釧路地 域	釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町
		根室地 域	根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼 町 色丹村 国後郡泊村 留夜別村 留別 村 紗那村 薬取村

別表第2 (第3条関係)

北海道空知振興局	北海道石狩振興局
北海道胆振総合振興局	北海道日高振興局
北海道渡島総合振興局	北海道檜山振興局
北海道上川総合振興局	北海道留萌振興局
北海道釧路総合振興局	北海道根室振興局

別表第2 (第3条関係)

名称	位置	所管区域
北海道道央 総合振興局	札幌 市	札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島 市 石狩市 当別町 新篠津村
石狩振興局		
北海道日胆 総合振興局	浦河 町	日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町
日高振興局		
北海道道南 総合振興局	江差 町	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥 尻町 今金町 せたな町
檜山振興局		
北海道道北 総合振興局	留萌 市	留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
留萌振興局		

新	旧				
	北海道道東 総合振興局	根室 市	根室 地域	根室市	別海町 中標津町 標津町 羅臼 町 色丹村 国後郡泊村 留夜別村 留別 村 紗那村 薬取村
	根室振興局				

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案 新旧対照表

新(抜粋)

旧(各関係条例の条文等)

第1条 北海道政策評価条例の一部改正

別表(第2条関係)

名称	内容	実施機関
総合振興局・振興局 事業評価	総合振興局又は振興局が自ら企画立案し、及び実施する事業のうち、～について行う政策評価	知事

第2条 北海道職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正

(漁業取締業務、潜水作業、防疫救済作業、税務の各手当)

〇〇手当は、総合振興局若しくは振興局、～に勤務する職員が～

第3条 北海道保健所条例の一部改正

別表(第1条関係)

名称	位置	所管区域
北海道上川保健所	旭川市	幌加内町 鷹栖町 東神楽町 ～
北海道稚内保健所	稚内市	稚内市 幌延町 猿払村 ～

第4条 北海道児童相談所設置条例の一部改正

名称	位置	管轄区域
北海道旭川児童相談所	旭川市	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 幌加内町 ～

第5条 北海道家畜保健衛生所条例の一部改正

家畜保健衛生所名称	位置	管轄区域
北海道上川家畜保健衛生所	旭川市	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 幌加内町 ～
北海道宗谷家畜保健衛生所	(削除) 浜頓別町	稚内市 幌延町 猿払村 浜頓別町 ～

第6条 農業改良普及センター条例の一部改正

名称	位置	管轄区域
北海道上川農業改良普及センター	(削除) 当麻町	旭川市 士別市 ～ 幌加内町
北海道宗谷農業改良普及センター	(削除) 中頓別町	稚内市 幌延町 猿払村 ～

名称	内容	実施機関
支庁事業評価	支庁が自ら企画立案し、及び実施する事業のうち、～について行う政策評価	知事

〇〇手当は、支庁、～に勤務する職員が～

名称	位置	所管区域
北海道深川保健所	深川市	深川市 ～ 幌加内町
北海道留萌保健所	留萌市	留萌市 増毛町 ～ 幌延町

名称	位置	管轄区域
北海道岩見沢児童相談所	岩見沢市	夕張市 岩見沢市 美唄市 芦別市 赤平市 ～ 幌加内町

家畜保健衛生所名称	位置	管轄区域
北海道空知家畜保健衛生所	岩見沢市	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、～、幌加内町
北海道留萌家畜保健衛生所	天塩郡 幌延町	留萌市、増毛町、小平町、～、幌延町

名称	位置	管轄区域
空知支庁空知農業改良普及センター	岩見沢市	夕張市 ～ 深川市 空知支庁管内
留萌支庁留萌農業改良普及センター	苫前郡 羽幌町	留萌市 留萌支庁管内

附則 この条例は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例(平成20年北海道条例第78号)の施行の日から施行する。